奈良県障害者大芸術祭実行委員会会則の改正に係る専決処分の報告について

1. 趣旨

令和3年2月24日(水)に開催された「奈良県大芸術祭第12回総会」「奈良県障害者大芸術祭第7回総会」において、令和3年度よりイベント名称を一本化し、「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」として事業を進める決定がなされたことを受け、当会則内に記載されているイベント名称の変更を会長による専決処分により行った。

2. 内容

会則内において、当実行委員会が実施するイベント名について記載があるため、先の総会において決定 されたイベント名称を反映する。

(新) 第2条(目的)

本会は、<u>奈良県みんなでたのしむ大芸術祭</u>を円滑に実施するために、必要な事業を 推進することを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) <u>奈良県みんなでたのしむ大芸術祭</u>の実施に必要な計画の策定及び準備に 関すること。
- (2) 奈良県みんなでたのしむ大芸術祭の実施及び運営に関すること。

第11条(総会)

- 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 奈良県みんなでたのしむ大芸術祭実施の基本方針に関する事項

第12条(部会)

本会は、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、会長が委嘱した部長 及び<u>奈良県みんなでたのしむ大芸術祭</u>の協力団体の部員をもって構成する。

(旧) 第2条 (目的)

本会は、<u>奈良県障害者大芸術祭</u>を円滑に実施するために、必要な事業を推進することを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 奈良県障害者大芸術祭の実施に必要な計画の策定及び準備に関すること。
- (2) 奈良県障害者大芸術祭の実施及び運営に関すること。

第 11 条 (総会)

- 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 奈良県障害者大芸術祭実施の基本方針に関する事項

第 12 条 (部会)

本会は、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、会長が委嘱した部長及び 奈良県障害者大芸術祭の協力団体の部員をもって構成する。

3. 施行日

令和3年4月1日